

令和8年度「ストップ・ザ・交通事故」県民運動（案）骨子

1 目的

尊い人命を交通事故から守るため、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民一人一人に交通安全思想及び交通モラルの高揚を図るとともに、思いやりのある交通行動の実践を習慣付け、県民の参画と協働のもとに、交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる「躍動する兵庫」をつくることを目的とする。

2 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

3 スローガン

やさしさと 笑顔で走る 兵庫の道

4 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全
思いやる 気持ちで守る 高齢者

5 運動重点

- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 全ての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底
- (6) 外国人に対する日本の交通ルール・マナーの周知徹底

6 運動種別

(1) 年間の運動

運 動 名	期 間
こども・高齢者 しっかり見つめて交通安全運動	年間を通じて実施
自転車安全利用・ヘルメット着用促進運動	
飲酒運転根絶運動	
シートベルト・チャイルドシート着用運動	
夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動	
横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動	

(2) 四季の運動

運 動 名	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日(月)～4月15日(水)
夏の交通事故防止運動	7月15日(水)～7月24日(金)
秋の全国交通安全運動	9月21日(月)～9月30日(水)
年末の交通事故防止運動	12月1日(火)～12月10日(木)

(3) 交通安全の日

運 動 名	期 日	内 容
交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの県民が参画できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。
自転車安全利用の日	毎月2日	自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めさせるとともに、自転車ヘルメットの着用を促進する。
横断歩道おもいやりの日	毎月11日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。
高齢者交通安全の日	毎月15日	高齢者の交通安全について考え、実践する。
シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日		シートベルト等の着用の徹底、正しい取り付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。